

多文化共生のまち福島 推進指針

～市民一人ひとりがお互いに認め合う、
多様性を尊重したまちを目指して～

2020 年 8 月



【市長メッセージ】

『多文化共生』とは何でしょうか。

このように聞かれたら、私は「多様性の尊重」と答えます。

地域に暮らす日本人だけでなく、同じくともに暮らす外国人や海外にルーツを持つ者が、様々なステージを有したまちづくりというフィールドと一緒に立ち、協力し合って困難を乗り越え、躍動する姿こそが『多文化共生』であり、福島市が目指すまちづくりの基本とも考えます。

本市は、温泉や果物、花木など、四季折々の豊かな自然景観や観光資源、そして何よりも人情味あふれる温かい市民性を有し、かねてから在住外国人や多くの外国人観光客にも親しまれてきました。

現在、新型コロナウイルスの世界的な猛威により、本市にお住まいの外国人だけでなく、本市に在住を希望する、あるいは来訪予定の外国人にとっても、出入国の制限やコロナ禍での新たな生活様式への対応など、様々な場面で活動の自粛が余儀なくされています。しかし、私たちはこれらの困難に対して、福島への愛着や地域の絆を力に変え、立ち向かっていくことで、世界にも誇れる“共生・躍動のまち ふくしま”を創っていくことができると確信しています。

是非、市民や企業、団体の皆さんも、それぞれの『多文化共生』について考え、アクションを起こし、みんなで活力あるまちづくりを進めていきましょう。

令和2年（2020年）8月

福島市長 木幡 浩

【目 次】

- | | | |
|-----------------------------------|----------|-----------|
| 1. 多文化共生のまち福島推進指針 | ・・・・・・・・ | P 1～P 7 |
| 2. 多文化共生のまち福島 推進アクションガイド | ・・・・・・・・ | P 8～P 9 |
| 3. 多文化共生のまち福島 推進パッケージ（令和2年度当初予算版） | ・・・・・・・・ | P 10～P 11 |
| 4. 資料編 | | |

多文化共生のまち福島推進指針

令和2年（2020年）8月 福島県福島市

福島市の在住外国人の数は、東日本大震災や原子力災害を機に一時大幅に減少しましたが、震災からの復旧・復興に伴い着実に回復し、ピーク時を上回る勢いで毎年増加の一途を辿ってきました。また、国においては、国内人口、特に生産年齢人口の減少が進むなか、出入国管理及び難民認定法の改正などを通じ、外国人材の受入れ・共生に向けて外国人住民施策をより強力に、かつ、包括的に推進していく方針にあるため、本市においても、外国人労働者を中心に在住外国人が将来的に増加していくものと考えられます。本市における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の一部開催は、本市への関心を一層高めることになるでしょう。

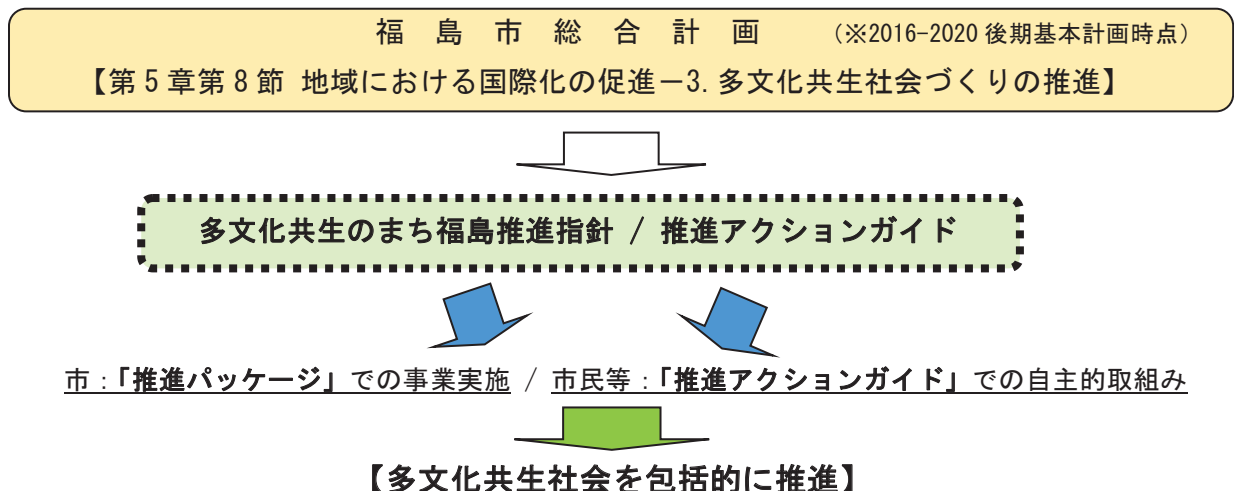
一方、新型コロナウイルスの世界的な大流行により、人々の新たな国際的移動は止まっている状況にあります。新型コロナウイルスとの戦いは、世界的に長期的な取組を強いられることも予想され、当面、外国人の受入れ等は、これまでの傾向とは違った状況になるものと考えられます。

しかしながら、時代の趨勢として、国際化の流れは止まるものではありません。様々な国際的な動きが生じているこの機会を、外国人の受入れ・共生を考える契機と捉え、福島が目指すべきまちの姿について在住外国人と共に考え、地域社会のパートナーとして協働して「多文化共生のまち福島」を推進して行けるよう、以下の基本指針を定めるものです。

1 本指針の位置づけ

外国人との共生社会の実現を包括的に推進するためには、行政のみならず市民や企業、団体等、そして外国人もまた、共生の理念のもと自主的に取り組んでいくことが大切です。

本指針の指針項目に対応し、誰にでも分かりやすい表現方法を用いた、「推進アクションガイド」も併せて定めることで、福島市一丸となって多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。なお、毎年度の予算編成に合わせ、「多文化共生のまち福島」を推進していくための「推進パッケージ」を取りまとめます。



2 多文化共生の意義と多文化共生施策の基本的な考え方

多文化共生の意義は、「国籍の違いや多様な言語・文化・習慣そして価値観があることを、市民一人ひとりがお互いに認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に暮らしていくこと」です。この共生社会の実現は、本市が進める、「誰にでもやさしいまち」や「住みよいまちづくり」にもつながるものであり、地域社会の活性化に寄与するものです。

本市では、全国的な傾向と同様に、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化が見られ、地域の将来にわたる持続的発展への影響が懸念されています。

その一方で、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」等に代表される情報伝達手段の世界的な普及により、福島に関心を持って訪れる外国人旅行者の数は、年々増加しています。

また、労働分野でも、新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことで、本市でも外国人労働者の確実な増加が見込まれます。

本市ではこれまで、「地域における国際化の促進」に取り組んできましたが、これらの情勢を踏まえ、受入側の地域住民と、被受入側の外国人・海外にルーツを持つ者とが、国籍や文化などの違いを互いに認め合い、一人ひとりの多様性を尊重する「心のバリアフリー」の理念のもと、それぞれが自立しながら協力し合って活力あるまちづくりを進めていくことが大切と考えます。

このことから、このたび、外国人や海外にルーツを持つ者（以下「外国人等」という。）の受入環境を整備するとともに、共生社会の推進に一層取り組むこととしました。

3 外国人等との共生社会の推進に係る施策の方向性

本市では、東日本大震災や原子力災害からの復興を成し遂げる本市の姿と、国籍やその者の出身ルーツに関わらずともに協力し合って地域社会の様々なステージで躍動する市民の姿を、国内外に広く発信することで、世界中からも目標とされる国際都市を目指して、地域の国際化や共生社会づくりに取り組んでいます。この取り組みをさらに前進させるため、

“市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”

を本市の目指すべき姿とし、次の6つの施策目標を掲げ、共生社会の推進に取り組みます。

- 施策目標1** 国籍や文化的差異にかかわらず相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。
- 施策目標2** 外国人等が不安なく本市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保に努めます。
- 施策目標3** 日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。
- 施策目標4** 外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。
- 施策目標5** 外国人等の生活状況やニーズの把握に努め、地域の国際化や外国人等の受入れに関する施策の充実・強化に努めます。
- 施策目標6** 外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

施策目標1：国籍や文化的差異にかかわらず相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。

(1) 地域における国際化と多文化共生の推進に努めます。

まちづくりの主役は市民であり、海外にルーツを持つ市民を含む市民一人ひとりが、異なる文化や習慣、宗教、価値観を理解し、尊重するとともに、地域における多文化共生の実現に主体的に関わっていくことが期待されます。そのために、市国際交流協会や各学習センター、民間活動団体が、地域と連携しながら、多文化共生をテーマにした交流イベントの開催等を通じて、ホスト側となる地域コミュニティの多文化共生に関する意識の向上や地域住民への啓発につながるよう異文化理解の向上に努めます。

また、外国人等が暮らしやすい地域社会とするため、外国人等支援者とのネットワーク構築の支援や外国人等の地域社会への参画促進を図ります。

(2) 外国人等の地域文化・社会に関する学習機会の確保に努め、外国人等が活躍できる地域づくりを進めます。

外国人等は地域社会の一員であり、これらの者と地域住民とがともに活力あるまちづくりを進めていくためにも、日本語の勉強機会の確保のみならず、地域の文化・習慣・ルールを理解するための講座の開催や、外国人のネットワーク化の促進を通じて、地域社会に関する学習機会の確保に努めます。

また、外国人等の能力が発揮され活躍できることは、地域の活性化にも貢献するものであるため、外国人等による地域イベントへの参加や地域社会への参画を促進するほか、留学生などの高度人材については、国際的に活躍できる人材として地域に定着できるように生活支援に努め、それら外国人高度人材の活用推進を図ります。

(3) 誰もが地域社会とのつながりを感じ、犯罪やテロ等の脅威にさらされない、安全・安心な共生社会づくりに努めます。

外国人等を地域社会から孤立させることなく、地域で共に暮らす仲間として受け入れることは、地域の結びつきを強めることになり、地域住民だけではなく外国人等にとっても、犯罪やテロ、重大事故、紛争、感染症等の脅威にさらされないための最大の抑止力となります。

そこで、外国人等に対して、防犯等の生活上の課題について理解を深める講習会や、地域生活で不可欠となる交通法規・労働関係法令等の学習機会への参加を、関係機関・団体と連携しながら官民一体で促進することにより、犯罪やテロ等に強い共生社会の構築を図ります。

施策目標2：外国人等が不安なく本市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保に努めます。

（１）行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。

本市に転入しようとする外国人等の受入れにあたっては、入国後間もない初期段階に、直接的に行政サービスを提供する市の役割は重要です。行政サービスは、外国人等にとって容易に理解することができないため、各種行政情報、公共案内・標識の多言語化を進めるとともに、多言語化が困難な場合でも、「やさしい日本語」や「ピクトグラム」(※注)などの平易な伝達方式を用いて、簡潔で理解がしやすい情報の提供に努めます。

また、福島での生活のために必要な基礎的情報については、外国人等のための「生活ガイドブック」(※下記参照)を配備し、行政手続きの際に重ねて周知するなど、本市の生活環境への早期適用を目指します。

なお、各種情報の多言語化を進めるにあたっては、市内における国籍別人員の多寡の状況を踏まえ、対応言語の段階的な拡充についても検討していくほか、民間事業者の多言語化の取り組み事例を紹介するなど、関係機関・団体とも連携して取り組みます。

※注

・「やさしい日本語」



外国人など日本語理解が十分ではない方にも平易な日本語に変換して表記

【変換例】「問い合わせる・相談する」 ➡ 「聞く」

・「ピクトグラム」

絵文字・記号を用いて、日本語がわからない人にも理解できる表示・標識（P6 参照）



※「福島市生活ガイドブック」(6言語対応)

（２）SNS等多様なメディアとの連携・強化により、外国人等への積極的な情報提供に努めます。

外国人等は、日本での観光情報や生活情報の収集に「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」や「携帯型端末」を利用していることが多いので、「SNS」や「携帯型端末用アプリ」(※下記参照)の活用を促進するほか、「多言語翻訳アプリ」や翻訳機器等の翻訳ツールの導入などにより、多様なライフスタイルに応じた多様なメディアによる、適切で迅速な情報伝達に努めます。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として世界中から福島市を訪れる旅行者に限らず、福島市に関心を持ち注目している世界の方々に対しても、様々なメディアとの連携・強化により、原発事故・放射能に関する正しい情報や福島市の魅力を感じてもらえる情報の発信に努めます。

※「携帯型端末用アプリ」・・・防災アプリ「Safty Tips」、「全国避難所ガイド」、ほか

施策目標3：日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。

(1) 海外にルーツを持つ児童生徒やその保護者に対して、日本語教育の充実を図ります。

日本に住む外国人は、日本の義務教育制度の適用がなく、保護者が子どもを小・中学校に就学させる法的義務がないために、就学支援が不十分な場合があります。また、外国人に限らず、海外にルーツを持つ日本国籍の児童・生徒に対しても、その状況や能力に応じた日本語教育を受ける機会が十分確保されているとは言い難く、そのことが将来、地域社会における良好なコミュニケーションを阻害し、日本文化や異文化の理解に支障をきたすことも懸念されます。

したがって、国籍を問わず海外にルーツを持つ児童・生徒に対しては、その者の状況や能力に応じた、きめ細かな就学支援にあたるものとし、「日本語指導教員」の配置や「日本語指導サポーター」の派遣、「日本語教室」の活用促進などにより、日本語教育の一層の充実・強化に努めます。

なお、学校において用いる言語と、家庭において用いられる言語の差異により、親子間や保護者・学校間での円滑なコミュニケーションが確保できず、効果的な就学支援に至りにくい事情に鑑み、日本語教育が必要とされる保護者に対しても、円滑な意思の疎通と日本語を学習する意義についての共通理解を図ります。

(2) 国際理解講座の開催や英語教育の充実を図ります。

海外の多種多様な言語や文化、慣習等の違いを紹介するとともに、外国人等との交流機会を設けた「国際理解講座」や「国際交流イベント」を定期的に行い、外国人等との共生の必要性や意義について理解を深めます。

なお、令和2～3年度において全面的に実施される予定の、新小・中学校学習指導要領における「外国語活動」でも、体験的な理解や言語活動が求められていることから、小・中学校への「外国語指導助手（ALT）」の配置による英語教育・異文化教育の充実のみならず、「国際理解講座」や「国際交流イベント」の開催時には、若年世代の参加機会の拡充にも意を用いるなど、国際感覚を身に着ける体験活動の充実にも努めます。

(3) 在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化の支援に努めます。

在住外国人等が、地域社会の一員として、できるだけ早く地域社会に参画できるようになるためには、日本語の習得だけではなく、在住外国人等どうしのネットワークや自助組織の活動を通じたコミュニケーション支援も大切であるので、「日本語教室」の活用促進とともに、これら団体の紹介やその活動紹介等を通じたコミュニティづくりやネットワーク化の支援に努めます。

施策目標４：外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。

（１）外国人等の受入環境の整備・改善に努めます。

「119 番通報」や「避難・災害（準備）情報」、新型コロナウイルスに代表される世界規模の「感染症情報（予防・対策）」など、外国人等の身体、財産その他日常生活において行動変容が求められる新たな生活様式に関わる行政サービスの多言語化については、優先的・重点的に取り組みます。

また、外国人等が抱える生活上の課題への対応については、「生活相談窓口」の開設や通訳者を介した「三者通話」の活用促進を図るなど、関係機関・団体とともに、日頃から相談しやすい体制の確立に努めます。

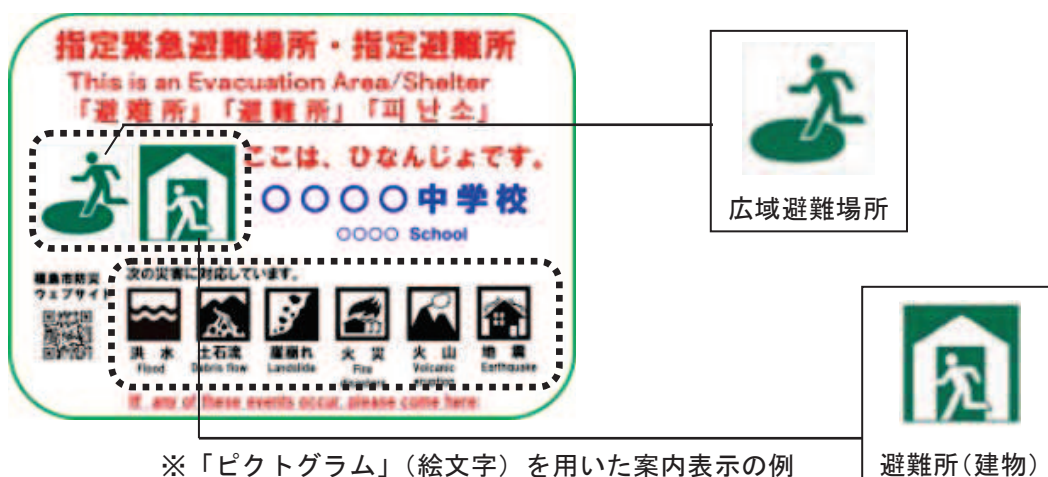
そのほか、住宅や労働、医療・保健・福祉など、日常生活を送る上で基礎となる生活サービスについては、関係機関・団体と連携・協調し、必要な情報の多言語での提供や、サービス提供環境の改善に協同で取り組むとともに、日本語や日本文化に対する理解が十分でない外国人等であっても、日本人と同様の生活サービスが機を逸することなく受けられるよう生活支援に努めます。

なお、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における本市の「ホストタウン登録」の機会を捉え、外国人等の受入に係る地域住民の意識啓発にも取り組みます。

（２）ユニバーサルデザインの視点から、外国人等にとっても安心でき、住みよい社会インフラ整備に努めます。

使いやすい「フリーWi-Fi」の整備や交通・観光サインの設置、「ピクトグラム」（※下記参照）の導入を推進し、言語・文化的な背景の違いに関わらず、福島市を初めて訪れた外国人等であっても情報を容易に、かつ、迅速に取得できる環境整備に努めます。

また、小・中学校やその他の公共施設等の建物は、平常時の本来的な施設の役割に加え、発災時には避難所としての機能を担うことも踏まえ、「トイレの洋式化」など、生活習慣に違いがある外国人等にとっても利用しやすい施設づくりを進めます。



施策目標5：外国人等の受入状況やニーズの把握に努め、地域の国際化や外国人等の受入れに関する施策の充実・強化に努めます。

(1) 国際交流員（C I R）等の任用を通じ、国際感覚・視野のもと、国際化の推進を図ります。

本市のさらなる国際化の進展のためには、様々な行政活動において国際感覚・視野を取り入れるとともに、より国際化に即した高レベルでの国際交流活動を展開していくことが必要となります。

そこで、外国語を母語とし、かつ日本語が堪能な外国出身の職員を「国際交流員（C I R）」として任用するほか、外国出身の「語学指導員（A L T）」を配置し、本市の国際理解・国際交流活動を強化していくとともに、的確な外国人等受入施策の展開に努めます。

(2) 外国人等の意識調査・受入状況調査を行い、ニーズの把握に努めます。

本市の多文化共生にかかる基本方針のフォローアップとともに、地域の国際化や各種外国人等受入施策検討の基礎資料とするため、外国人等の意識や本市での生活上の課題について客観的データを収集するなど、外国人等のニーズの把握に努めます。

施策目標6：外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

(1) 市庁内における外国人等受入に係る横断的な推進体制を整備します。

本市が目指す「多文化共生のまち福島」を包括的に推進するため、庁内調整を担う「担当部署」を設置します。なお、この「担当部署」は、庁内における情報共有体制を構築するとともに、予算の確保も含めた横断的な連絡協議を行うなど、庁内各部局との連携を図ります。

(2) 外国人等受入に係る関係機関・団体との連携強化を図ります。

市は、本市の国際化の状況についての情報を整理し、毎年度その内容を公表するとともに、国や県、県国際交流協会、国際協力機構（J I C A）、留学生受入大学などの外国人等受入に係る関係機関や、民間の国際交流団体、外国人等の各生活分野に関係する団体、などとの情報共有や意見交換に努め、これら関係機関・団体との連携強化を図ります。

なお、関係機関・団体との連携強化にあたっては、それぞれの役割分担のもと、協力・協調し合いながら、福島市全体での「包括的な外国人等受入施策」の実施に努めます。

多文化共生のまち福島 推進アクションガイド

2020年（令和2年）8月 福島県福島市

多文化共生とは、様々な国籍や言語、文化、宗教、そして慣習の違いがあることを理解し、それぞれが自立しながら協力し合って生活することです。ここ福島市が、多文化共生を進める“市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”となることを目指して、すべての市民、企業、団体、関係機関のみなさんとともに次のアクションに取り組みます。

※詳しくは、「多文化共生のまち福島推進指針」もご覧ください。

Action 1

ともに地域社会の一員として、思いやりの気持ちをもって相手の文化を理解し、尊重しましょう。

【推進指針・施策目標1 関連】

CASE1：異なる文化があることを進んで理解し、外国人とともに協力して福島を盛り上げましょう。

CASE2：福島が外国人にとっても活躍でき、活気あるまちになるよう協力して行動しましょう。

CASE3：誰もが福島に愛着や誇りを持ち、ともに暮らす仲間として地域の絆を育みましょう。

Action 2

誰でも不安なく暮らせるように、わかりやすく情報を提供しましょう。

【推進指針・施策目標2 関連】

CASE1：外国人にも、一目で内容が分かる案内や表示なのか見直してみましょう。

CASE2：日ごろから外国人にとっても親切な案内になっているのか考えてみましょう。

CASE3：外国人にも簡単に手に入りやすい方法での案内に、積極的に取り組みましょう。

Action 3

誰でも自分の考えを正しく伝え合える社会にしましょう。

【推進指針・施策目標3 関連】

CASE1：日本語を学びたい人が十分に学べる環境づくりに努めましょう。

CASE2：子どもの頃から世界に触れられる活動に取り組みましょう。

CASE3：外国人が困った時にも声をかけ、助け合えるグループづくりをみんなですすめましょう。

Action 4

誰にとっても安全で安心できる生活環境をつくりましょう。

【推進指針・施策目標4 関連】

CASE1：知りたい事が知りたい時に、外国人にも伝わる環境をつくりましょう。

CASE2：市民の温かいおもてなしの心を大事に育てましょう。

CASE3：外国人の気持ちになって、住みやすいやさしいまちづくりをみんなですすめましょう。

Action 5

世界に誇れる誰にでもやさしいまちになるように、みんなで協力して取り組みましょう。

【推進指針・施策目標5・6 関連】

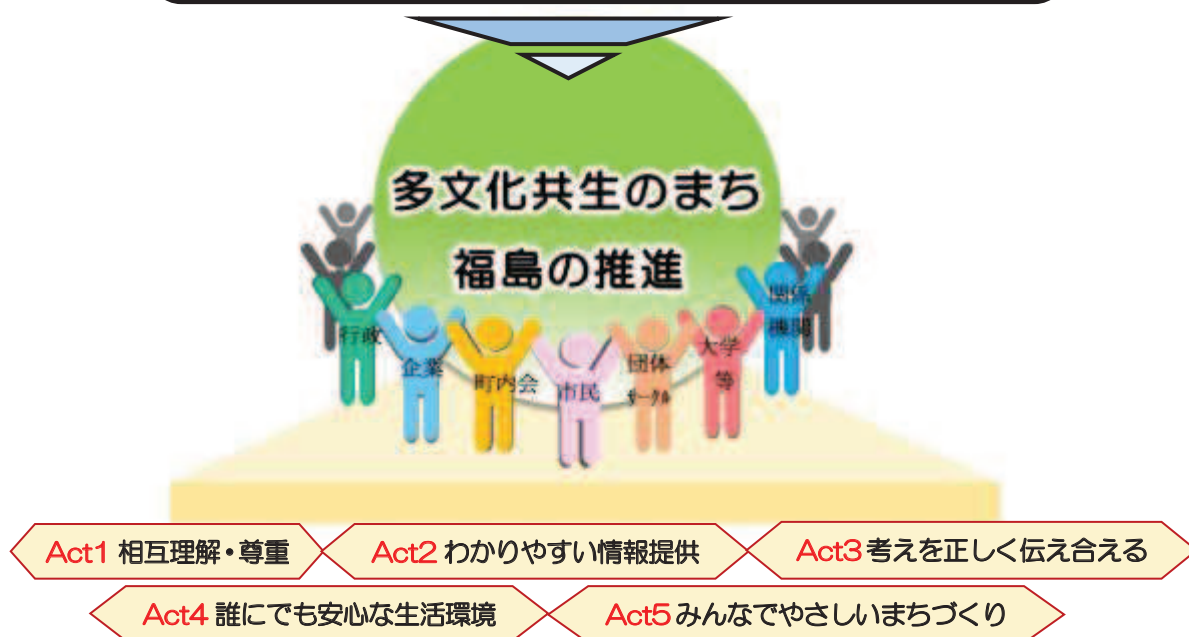
CASE1：世界に目を向けた活動や国際人の育成に取り組みましょう。

CASE2：誰にでもやさしいまちとなるように、身近な生活上の課題を知り、その解決に努めましょう。

CASE3：多文化共生についてみんなで考え、ともに協力して取り組んでいきましょう。

1. 多文化共生のまち福島 推進のイメージ図

目指すべき姿： “市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”



2. 多文化共生の担い手として期待される主な取り組み

- (1) 市民
【日本人市民】 困っている外国人を見かけたら、笑顔で声をかけをしましょう。
【取組例】 地域行事への参加呼びかけ、国際理解講座・交流イベントへの参加、等
【外国人市民】 日本文化や慣習などを進んで学び、地域行事にも積極的に参加しましょう。
【取組例】 各種講習会へ参加、町内会への加入、お祭りなど地域行事への参加、等
- (2) 町内会 地域の一員として、町内会への加入を呼びかけ、一緒に活動しましょう。
【取組例】 町内会の加入呼びかけ、地域情報の提供、やさしい日本語の活用、等
- (3) 団体・サークル 外国人にも加入を呼びかけ、お互いに支援や交流の輪を広げましょう。
【取組例】 外国人への団体加入呼びかけ、外国人会員への日本文化紹介、等
- (4) 企業 外国人労働者も活躍できる、働きやすい職場環境をつくりましょう。
【取組例】 企業内講習会の開催、多言語表示、生活相談・支援、等
- (5) 大学等 国際的に活躍できる人材の育成と、地域への人材定着に取り組みましょう。
【取組例】 生活相談・支援、国際交流イベントの参加声かけ、地域情報の提供、等
- (6) 行政（市） 外国人受入れの最前線として、積極的に相談や情報提供に努めましょう。
【取組例】 生活相談窓口の開設、やさしい日本語やピクトグラムの導入推進、等
- (7) 関係機関（国・県等） 外国人との多文化共生社会の実現に向けて、みんなで協力しましょう。
【取組例】 情報共有のためのネットワーク会議の開催、等

◆ 多文化共生のまち福島 推進パッケージ 【令和7年度版】

【現状】

- 人口減少と市内在住外国人の増加
(令和6年12月末の在住外国人: **2,374人**(過去最多、前年同月比+64人))
- コロナ禍で制限されていた入国者数の上限撤廃(令和4年10月)
- 入管法改正により創設された在留資格「特定技能」による**外国人労働者の受入拡大**

【課題】

- 外国人との**共生意識の醸成**
- 多言語化**や外国人への案内・相談機能などの**受入環境の整備**
- 外国人等に対する**日本語教育機会の拡充・孤立を防ぐ取組み**
- ビヨンドコロナを見据えた国内外への**本市の魅力発信**

【目指すべき姿】

- 市民一人ひとりがお互いに認め合う
多様性を尊重したまち
(多文化共生のまち福島の推進)

施策目標1: 国籍や文化的差異にかかわらず相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。

(1) 地域における国際化と多文化共生の推進に努めます。

- ① 多文化共生推進のシンボルイベント「**結・ゆい・フェスタ**」や「**結アンブレラスカイ**」の開催。【定住交流課/継続/予算1,500千円】
- ② **外国人等の地域文化・社会に関する学習機会の確保に努め外国人等が活躍できる地域づくりを進めます。**
- ③ 民間団体とも連携した**異文化理解講座**や**交流イベント**の開催。【定住交流課/継続/予算1,700千円】
- ④ **誰もが地域社会とのつながりを感じ、犯罪やテロ等の脅威にさらされない安全・安心な共生社会づくりに努めます。**
- ⑤ 学習センターや団体・関係機関等と連携した福島での**生活習慣や防災等に関する講座**の開催。【定住交流課/継続/再掲(2)①】

施策目標2: 外国人等が不安なく本市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保に努めます。

(1) 行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。

- ① **外国人生活相談窓口**での相談員による多言語での生活相談・行政窓口での手続支援の実施。【定住交流課/継続/予算4,677千円】
- ② 外国人向け受動喫煙対策の環境整備、離乳食パンフレットの多言語化等の健康推進施策。【健康づくり推進課/継続/予算—】
- ③ 「ごみの分別と出し方」およびごみ分別アプリ「さんあ〜る」の多言語化。【ごみ減量推進課/継続/予算40千円】
- ④ 外国籍の妊婦のうち希望者へ外国語/日本語併記の母子健康手帳を配布。【こども家庭課/継続/予算14千円】
- ⑤ 道路元標隣接の「話す看板」(AR音声看板)の英語版音声ガイド設置。【路政課/継続/予算66千円】
- ⑥ 出生児に配布するアドバイスブックレット、図書館利用案内の多言語化。【図書館/継続/予算—】
- ⑦ 「ふくしまステイ」「花回廊」「花見山」等の英語版パンフレットの作成、ピクトグラムの表示【観光交流推進室/新規/予算2,794千円】
- ⑧ 心のバリアフリーの理解促進とバリアフリーマップの多言語化。【共生社会推進課/新規/予算3,710千円】
- ⑨ 「公共サインガイドライン」に基づき、庁内及び福島駅東口、美術館図書館前駅の表示を多言語化【交通政策課/新規/予算6,000千円】
- ⑩ ホームページ、市政だよりの多言語化。【広報広報課/新規/予算818千円】

(2) SNS等多様なメディアとの連携・強化により、外国人等への積極的な情報提供に努めます。

- ① 市や市国際交流協会の**SNS**を活用し、イベントや災害情報等を多言語で提供。【定住交流課/継続/再掲(1)②】
- ② 災害情報や避難所開設状況等を配信するメールやWEBサイトの多言語化。【危機管理室/拡充/予算731千円】

施策目標3: 日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。

(1) 海外にルーツを持つ児童生徒やその保護者に対して、日本語教育の充実を図ります。

- ① 教員免許を有する日本語指導サポーターによる特別課程の日本語教育実施。【学校教育課/継続/予算2,106千円】
- ② 福島県内初の公立夜間中学「福島第四中学校天神スクール」の運営。【学校教育課/継続/予算—】
- ③ 地域の日本語教室との連携及び多文化共生センター「Yuiverse」を拠点とした日本語教室の推進。【定住交流課/継続/予算—】

(2) 国際理解講座の開催や英語教育の充実を図ります。

- ① 海外から招致した**外国語指導助手(ALT)**の小中学校等への配置や、**外国語活動支援協力員(EAA)**の小中学校への派遣等による英語教育の強化。【学校教育課/継続/予算9,884千円】
- ② 英語教育へのスムーズな移行を図るため、小学校においてデジタル教材を活用。【学校教育課/拡充/予算1,241千円】
- ③ 市国際交流協会が民間団体とともに実施する国際理解講座や交流イベントの開催支援。【定住交流課/継続/再掲(1)②】

(3) 在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化の支援に努めます。

- ① 市国際交流協会によるコミュニティづくりやネットワーク化に資する活動への助成。【定住交流課/継続/再掲(1)②】

施策目標4: 外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。

(1) 外国人等の受入環境の整備・改善に努めます。

- ① 外国人の孤立を防ぎ、外国人同士や外国人と日本人の交流を目的としたYuiverseの運営及び市国際交流協会会員主催のイベントの開催。【定住交流課/継続/予算10,418千円】
- ② **外国人生活相談窓口**での、ワンストップによる多言語での相談や行政手続の支援。【定住交流課/継続/再掲(1)①】
- ③ Yuiverseでの出張版外国人生活相談窓口の運営。【定住交流課/継続/再掲(1)①】
- ④ 観光入込数上位の台湾をターゲットとしたインバウンド用**WEBプロモーション**や**旅行会社招聘**。【観光交流推進室/継続/予算8,676千円】
- ⑤ 「あづま山麓エリア」でのインバウンドを見据えた商品造成、ガイドの育成、受入環境整備。【観光交流推進室/新規/予算9,650千円】
- ⑥ **外国人旅行者等を対象とするパンフレット**の作成による本市産農産物魅力アップ事業。【農業振興課/拡充/予算1,250千円】

(2) ユニバーサルデザインの視点から、外国人等にとっても安心でき、住みよい社会インフラ整備に努めます。

- ① 市庁舎の各表示板や案内板の修繕等に併せた多言語化の推進。【管財課/継続/予算—】
- ② まちなか広場での公衆無線LAN(フリーWi-Fi)の提供。【市街地整備課/継続/予算180千円】
- ③ 「ふくしまステイ」「花回廊」「花見山」等の英語版パンフレットの作成、ピクトグラムの表示【観光交流推進室/新規/予算2,794千円】
- ④ 土湯温泉地区バリアフリー基本構想を策定し、移動等円滑化促進地区においてバリアフリー化を推進。【交通政策課/新規/予算4,780千円】
- ⑤ 「公共サインガイドライン」に基づき、庁内及び福島駅東口、美術館図書館前駅においてピクトグラム等を用いたサインの設置【交通政策課/新規/再掲(1)⑨】

施策目標5: 外国人等の受入状況やニーズの把握に努め、地域の国際化や外国人等の受入れに関する施策の充実・強化に努めます。

(1) 国際交流員(CIR)等の任用を通じ、国際感覚・視野のもと、国際化の推進を図ります。

- ① 海外から招致した**国際交流員(CIR)**を活用した高次の国際交流活動の推進。【定住交流課/継続/予算6,456千円】

(2) 外国人等の意識調査・受入状況調査を行い、ニーズの把握に努めます。

- ① **外国人生活相談窓口**での相談・支援を通じた外国人のニーズ把握。【定住交流課/継続/再掲(1)①】
- ② **Yuiverse**での相談・支援を通じた外国人のニーズ把握。【定住交流課/継続/再掲(1)①】
- ③ 外国人等受入施策検討の基礎資料とするための本市の**国際化に関する統計データの整理**。【定住交流課/継続/予算50千円】
- ④ 「花見山」での外国人アンケート調査を実施し、外国人観光客の国籍を把握。【観光交流推進室/新規/再掲(1)⑦】
- ⑤ 移動等円滑化促進地区における事業の実施状況についての調査、分析及び評価。【交通政策課/新規/再掲(1)④】

施策目標6: 外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

(1) 市庁内における外国人等受入に係る横断的な推進体制を整備します。

- ① 庁内の情報共有と包括的な外国人受入施策の展開。【定住交流課/継続/予算—】

(2) 外国人等受入に係る関係機関・団体との連携強化を図ります。

- ① Yuiverseを拠点とした市国際交流協会会員との情報交換及び外国人生活相談窓口でのニーズを把握し、環境整備の推進を図る。【定住交流課/継続/予算—】
- ② 市国際交流協会の広報活動を通じた国際交流団体や外国人受入機関等の**他団体の活動PR**。【定住交流課/継続/再掲(1)②】
- ③ 企業向けの外国人材活用相談窓口設置および制度解説等のセミナーを開催。【産業雇用政策課/継続/予算405千円】

資料編

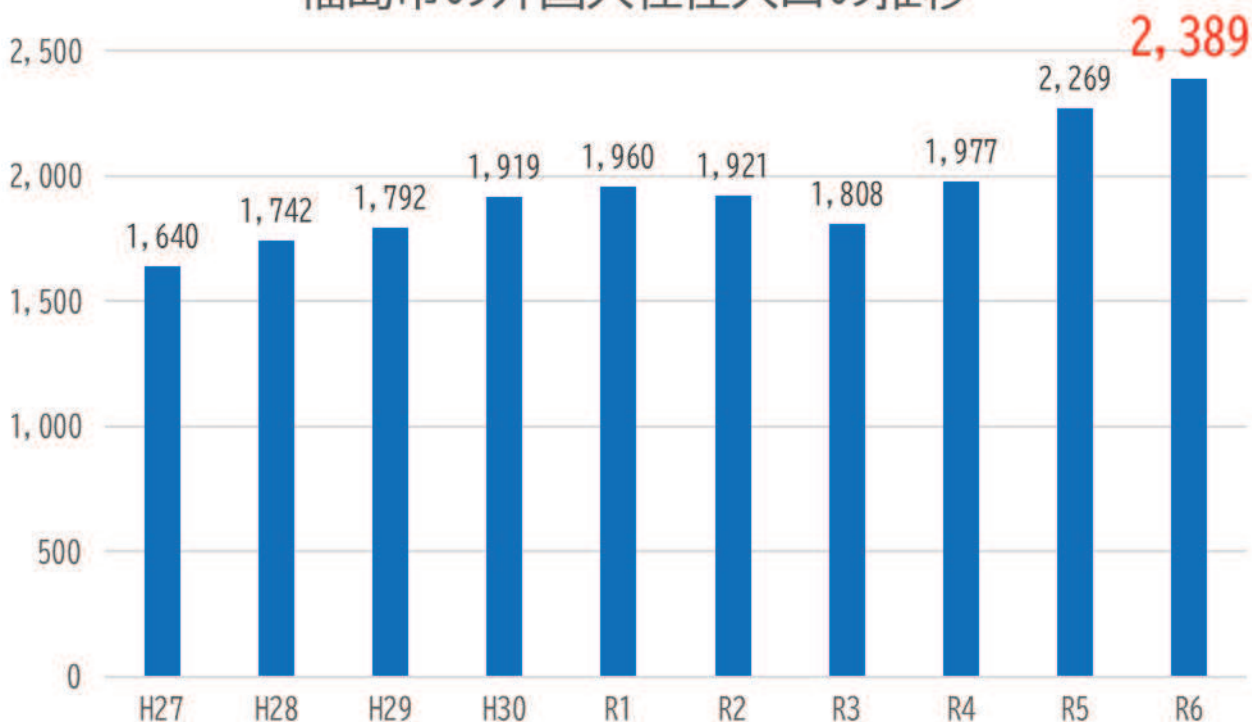
【 目 次 】

- 1 在留外国人数 P12
- 2 在住者の在留資格の状況 P14
- 3 外国人労働者の状況 P15
- 4 教育分野等における外国青年の活用 P17
- 5 教育分野等における在留者の状況 P18

1 在留外国人数

(1) 国籍・地域別外国人数

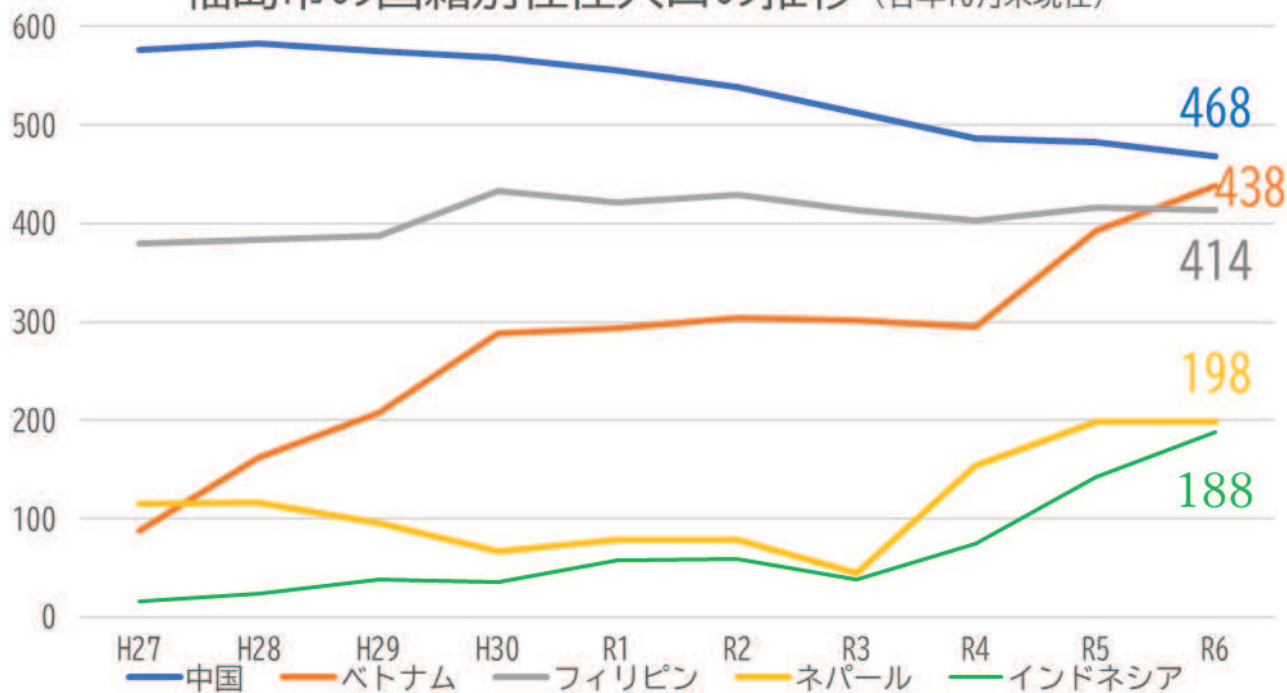
福島市の外国人在住人口の推移



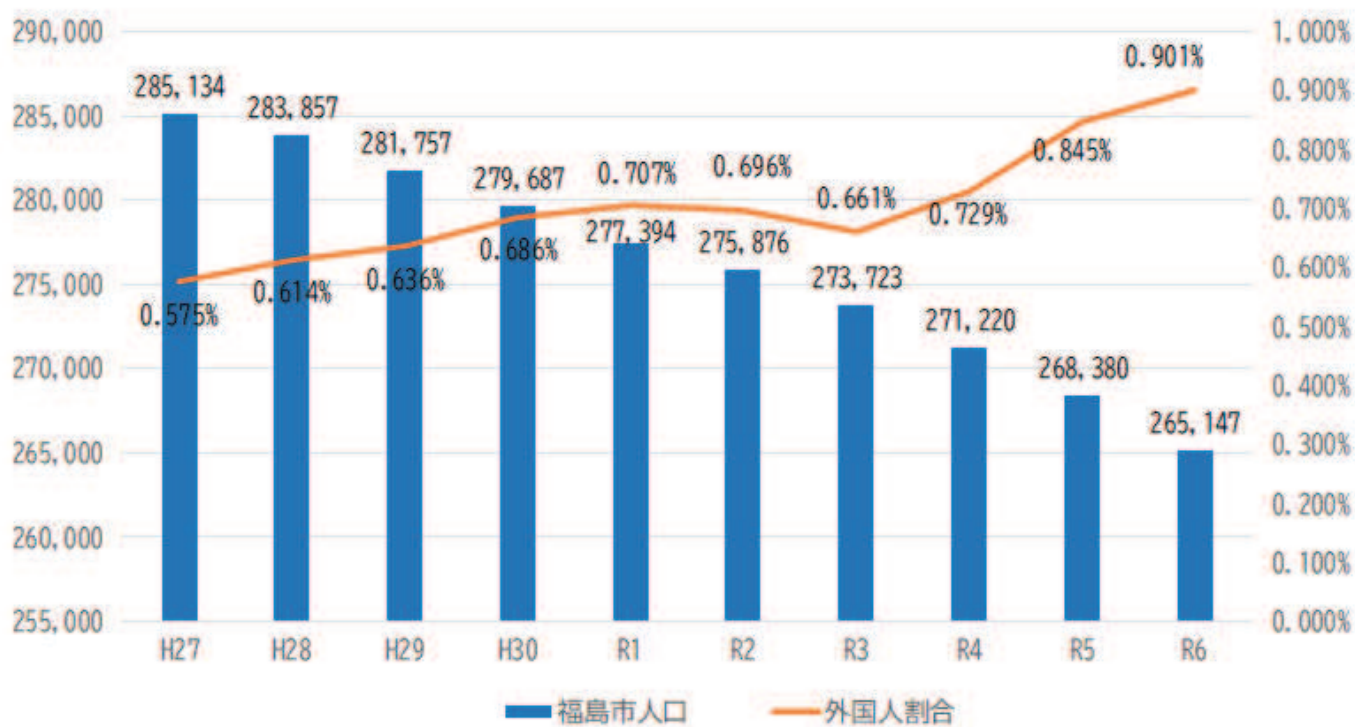
国・地域名/年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
中国	576	583	575	568	556	539	512	486	483	468
ベトナム	88	162	207	288	294	304	302	295	393	438
フィリピン	379	383	388	433	421	429	413	403	416	414
ネパール	115	116	95	67	79	79	45	154	199	198
インドネシア	16	23	38	35	57	59	38	74	142	188
その他	466	475	489	528	553	511	498	565	636	683
合計	1,640	1,742	1,792	1,919	1,960	1,921	1,808	1,977	2,269	2,389
対前年同月 増減数(人)	148	102	50	127	41	▲39	▲113	169	292	120
対前年同月 増減率	10%	6%	3%	7%	2%	▲2%	▲6%	9%	15%	5%

※各年 10 月末日時点

福島市の国籍別在住人口の推移 (各年10月末現在)

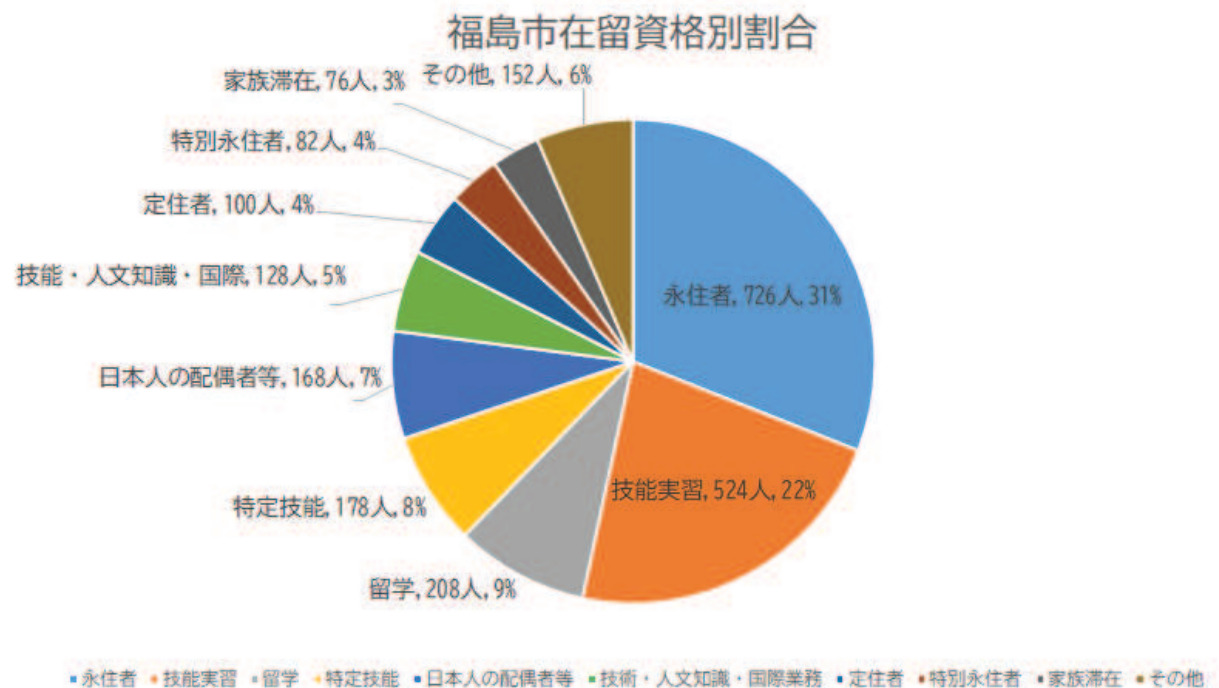


人口に対する在住外国人の割合 (各年10月末現在)



2 在住者の在留資格の状況

(1) 在住者の在留資格の状況



出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」2024 年 6 月末現在

【在留資格と用語説明】

在留資格	日本において行うことができる活動又は有する身分・地位	在留期間
①永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
②技能実習	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間
③留学	大学や高等専門学校、高等学校、小中学校等、専修学校等において教育を受ける活動	～4 年 3 月
④特定技能	企業の人材確保が困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し経済活動の即戦力となる者	～5 年
⑤日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	～5 年
⑥技術・人文知識・国際業務	公私の機関との契約に基づき、自然科学や人文科学の分野に属する技術・知識を要する業務等に従事する活動	～5 年
⑦定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定期間指定し居住（日系 3 世等）	～5 年
⑧特別永住者	入管特例法に定められた者（在日韓国人、朝鮮人等）	無期限
⑨家族滞在	在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子	～5 年

3 外国人労働者の状況(福島労働局発表資料より)

○外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

	事業所数(所)		構成比 (%)	外国人労働者数(人)		構成比 (%)
		うち派遣・請負事業所【比率(%)】			うち派遣・請負事業所【比率(%)】	
福島公共職業安定所	458	51【11.1】	18.5	2,373	410【17.3】	17.3
福島県計	2,473	179【7.2】	100.0	13,710	1,777【13.0】	100.0

※令和6年10月末現在

◇県外国人労働者の内訳(国籍別・業種別の上位3項目)

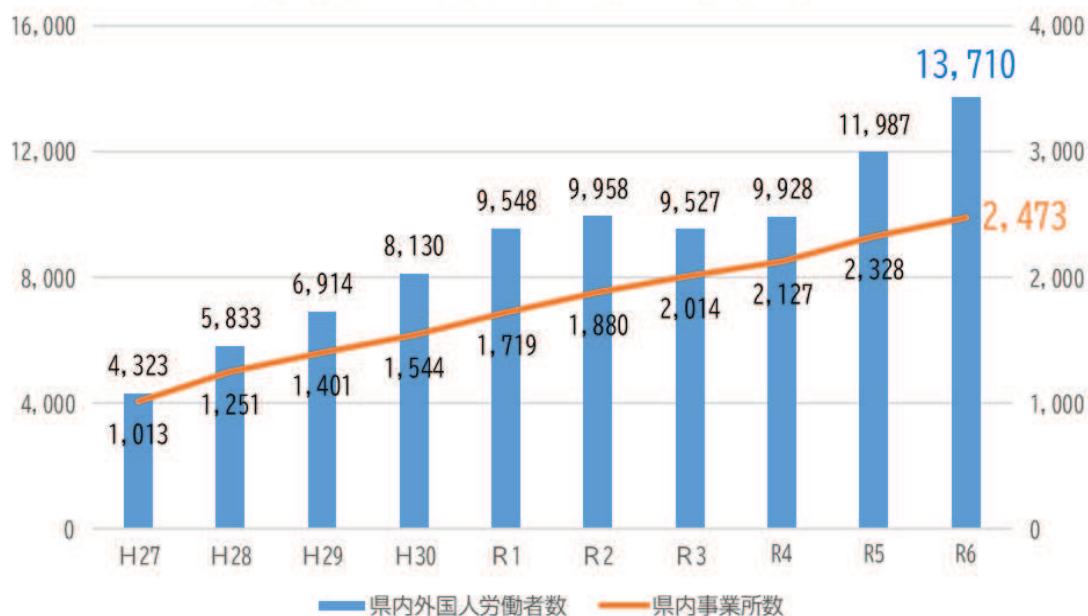
国籍	人数(人)	うち派遣等(人)	構成比(%)
① ベトナム	4,596	434	9.4
② フィリピン	2,451	395	16.1
③ 中国	1,368	114	8.3

業種	人数(人)	構成比(%)
① 製造業	5,007	36.5
② 卸売業/小売業	2,145	15.6
③ 建設業	1,384	10.1

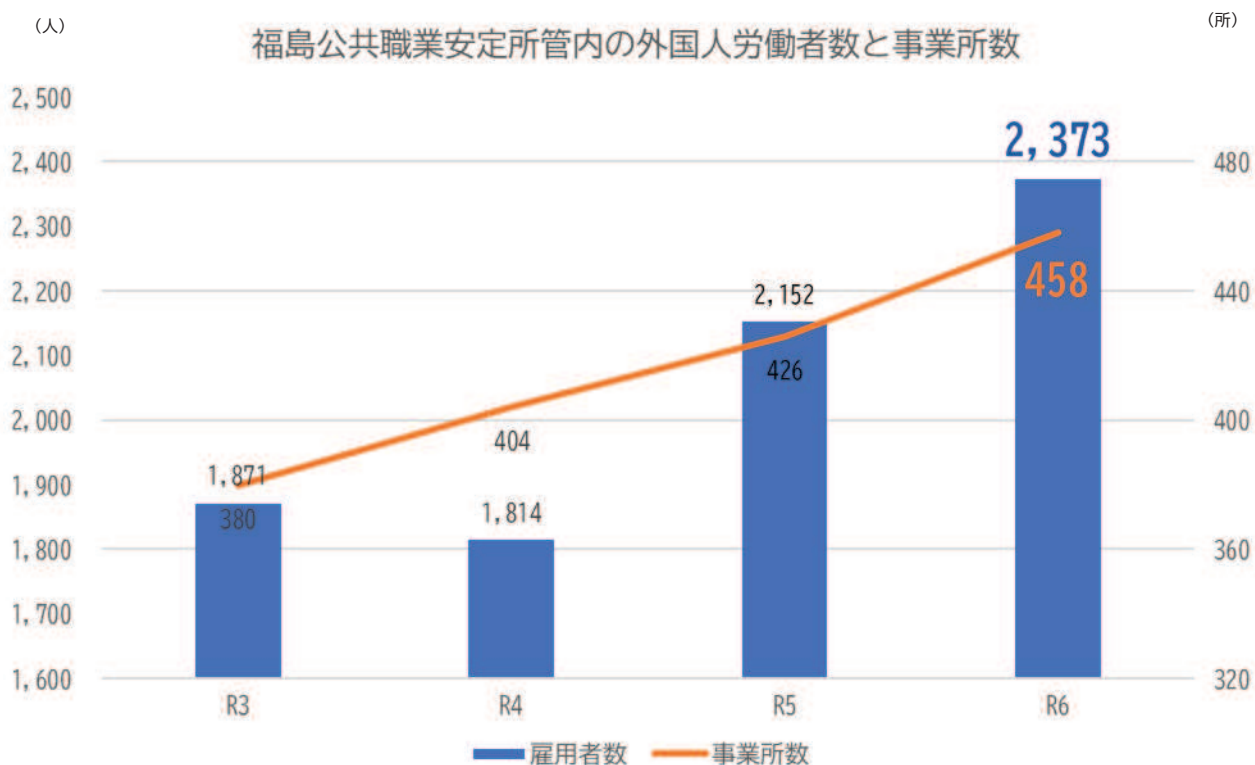
(人)

(所)

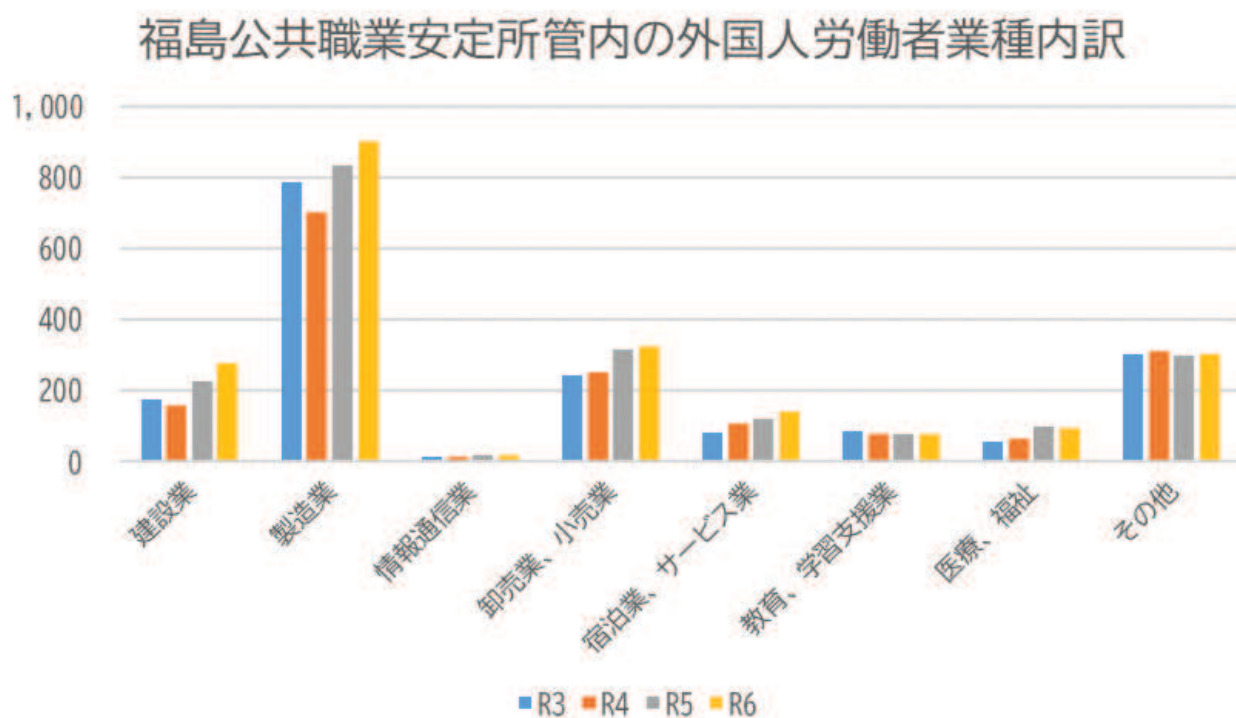
福島県内の外国人労働者数と事業所数



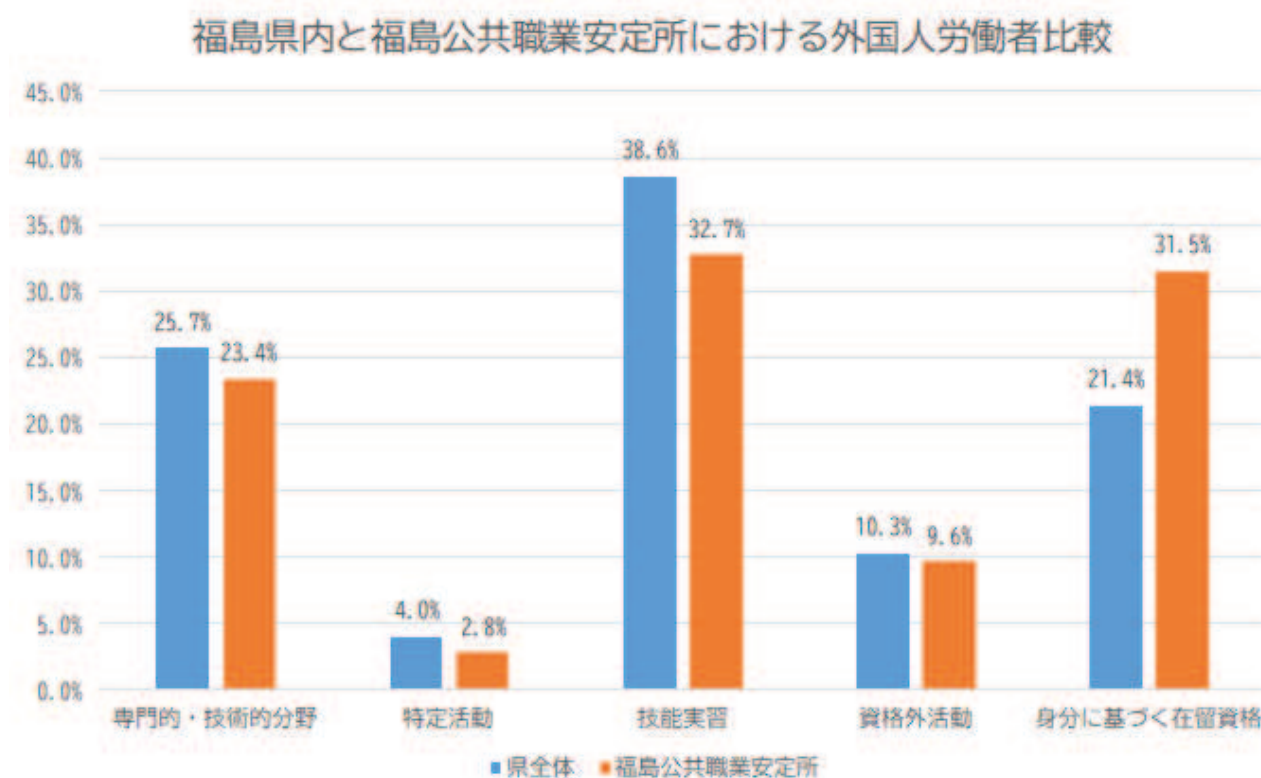
◇福島公共職業安定所管内（福島市・伊達市・伊達郡）の外国人労働者数と事業所数の推移



◇福島公共職業安定所管内の外国人労働者業種の内訳



◇福島県内と福島公共職業安定所における外国人労働者比較



4 教育分野等における外国青年の活用

(1) 「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」

外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流の進展を図るため、総務省、外務省及び文部科学省の協力のもと福島市において海外青年を招致しています。

【福島市の任用状況】

区分	出身国	任用者数	主な職務内容
A L T （語学指導助手）	アメリカ、カナダ他	18 人	小中学校での外国語授業等の補助等
C I R （国際交流員）	オーストラリア	1 人	市国際交流関係事務の補助等

※令和7年4月現在

※上記のほか、ALTとしてJETプログラム修了者1人を市教育委員会において任用しています。

5 教育分野等における在留者の状況

(1) 市内所在大学別の留学生受け入れ数

市内所在大学の留学生受け入れ状況は以下のとおりです。受け入れ実績のある大学のみ記載しています。

【令和6年11月現在】（福島県生活環境部国際課「福島県の国際化の現状(令和6年度版)」より）

- ①福島大学 80人（中国21人、マレーシア19人、ベトナム15人、他）
- ②県立医科大学 2人（ネパール1人、モロッコ1人）

(2) 本市小・中学校における海外帰国者・海外国籍者

【令和6年5月現在】（福島市教育委員会調査より）

区分	人数	内訳
①日本国籍を有する海外帰国等の児童・生徒	7人	小学校5人、中学校2人
②外国籍の児童・生徒	17人	小学校12人、中学校5人
合計	24人	

※合計24人うち、日本語指導が必要な児童・生徒 合計 11人